

京都市告示第734号

京都芸術センターの指定管理者である公益財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターの臨時休所について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和5年3月30日

京都市長 門川大作

臨時休所する日

令和5年 4月1日(土)、2日(日)

5月8日(月)

6月8日(木)

8月14日(月)、15日(火)、16日(水)

9月4日(月)

10月31日(火)

12月26日(火)、27日(水)

令和6年 2月29日(木)

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)